



各 位

会 社 名 株式会社KVK  
代 表 者 名 代表取締役社長 末松 正幸  
(コード番号 6484)  
問 い 合 わ せ 先 総 務 部 長 北川 喜一  
(TEL 0574-55-0005)

## 株式併合、単元株式の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり株式併合、単元株式の変更および定款の一部変更に関する議案を、平成 29 年 6 月開催予定の当社第 70 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しており、その移行期限を平成 30 年 10 月までとしております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、あわせて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とすることを目的として、株式併合（2 株を 1 株に併合）を実施することといたしました。

##### (2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の比率 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について、2 株を 1 株の割合で併合いたします。

##### ③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	16,531,157 株
株式併合により減少する株式数	8,265,579 株
株式併合後の発行済株式総数	8,265,578 株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

##### (3) 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 2 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しないため、1 株当たりの純資産額は 2 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

#### (4) 株式併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (構成比)	所有株式数 (構成比)
総株主	1,317 名 (100.0%)	16,531,157 株 (100.0%)
2 株以上所有株主	1,202 名 (91.2%)	16,531,042 株 (99.9%)
2 株未満のみ所有株主	115 名 (8.7%)	115 株 (0.0%)

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、2 株未満の株式のみご所有の株主様 115 名 (所有株式数 115 株) は、株主としての地位を失うこととなります。

#### (5) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を、端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

#### (6) 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、平成 29 年 10 月 1 日をもって、発行可能株式総数を変更いたします。

変更前の発行可能株式総数	46,241,000 株
変更後の発行可能株式総数 (平成 29 年 10 月 1 日付)	23,120,500 株

#### (7) 株式併合の条件

平成 29 年 6 月開催予定の当社第 70 期定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 2. 単元株式数の変更

#### (1) 変更の理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためあります。

#### (2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

#### (3) 変更の条件

平成 29 年 6 月開催予定の当社第 70 期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 定款の一部変更の目的

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるために現行定款第 6 条 (発行可能株式総数) を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第 8 条 (単元株式数) を変更するものであります。なお、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日に生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

現行の定款と変更案は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>46,241,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>23,120,500株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	<u>附則</u> <u>第6条および第8条の変更の効力発生日は、平成29年10月1日とする。本附則は同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</u>

4. 日程

平成29年4月26日

取締役会決議日

平成29年6月

定時株主総会決議日(予定)

平成29年10月1日

単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日(予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以上

## 【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式の併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株数を併せて、それより少数の株式にすることです。今回、当社では 2 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 株式併合により株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により、株主様のご所有株式数は 2 分の 1 となりますが、株式併合前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式 1 株あたりの資産価値は 2 倍になります。従って、株式市場の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはございません。

なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の 2 倍となります。

Q 4. 株式併合により株式数が減少しますが、受け取る配当金は減少しますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 2 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合を勘案して 1 株あたりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動など他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様が受け取る配当金の総額への影響はございません。

Q 5. 所有する株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日に最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に 2 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てとなります。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000 株	3 個	1,500 株	15 個	なし
例②	2,020 株	2 個	1,010 株	10 個	なし
例③	203 株	0 個	101 株	1 個	0.5 株
例④	1 株	0 個	なし	なし	0.5 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記③、④のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その売却代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。

なお、効力発生前のご所有株式数が 2 株未満のみの場合（上記の例④のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 6. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 株主優待制度はどうなりますか。

株主優待制度につきましては、後日改めてお知らせいたします。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどのようになりますか。

次のとおり予定しております。

平成 29 年 4 月 26 日	取締役会決議日
平成 29 年 6 月 (予定)	定時株主総会決議日
平成 29 年 9 月 27 日 (予定)	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日 (予定)	単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日
平成 29 年 12 月上旬 (予定)	端数株式に係る処分代金の分配

Q 9. 株主自身で何か手続きは必要ですか。

特段の必要な手続きはございません。

#### 【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
住所：〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号  
電話：0120-782-031 (フリーダイヤル)